

県外産廃搬入協議制度が変わります

平成30年12月11日付けで、「石川県廃棄物適正処理指導要綱」及び「事務取扱要領」が改正され、平成31年2月1日に施行されます。

○ 改正のポイント

1 広域認定制度等による県外産廃搬入協議対象の明確化

石川県内で処分する県外産業廃棄物のうち、次の搬入が対象外となります。

- (1) 広域処理認定制度及び無害化処理認定制度等に規定する認定を受けた者への当該認定に基づく搬入
- (3) 家電リサイクル法に規定する指定引取場所への搬入又は指定法人への搬入
- (4) 小型家電リサイクル法に規定する再資源化事業計画の認定を受けた者への当該認定に基づく搬入

※ 自動車リサイクル法に規定する使用済自動車及び解体自動車の搬入は従前より対象外となっています。

2 優良産廃処理業者に委託する場合の優遇措置の創設

県外排出事業者が運搬及び処分の両方を優良認定業者に委託する場合、次の添付書類を省略できるようになりました。

- (1) 搬入経路図
〔搬入先の処分業者の許可条件等で、搬入経路が定められていない場合に限る。〕
- (2) 県外産業廃棄物の写真
〔搬入する産業廃棄物が、特定家庭用機器、小型電子機器等、蛍光ランプ、HIDランプ、放電ランプ、発光ダイオード又はタイヤの場合に限る。〕
- (3) 搬入先の施設の処理能力及び処理実績を記載した書類
〔搬入先の処分業者が事業場ごとの処分量をインターネットで公表している場合に限る。〕
- (4) 処理業者との仮委託契約書の写し及び処理業者の許可証の写し
- (5) 使用済みマニフェストの写し

▶ ホームページ

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/sanpai/shidouyoukou/revision_h30_youkou.html

▶ お問い合わせ先

石川県生活環境部 廃棄物対策課 審査グループ (TEL:076-225-1472)